

社会福祉法人豊珠会定款

社会福祉法人豊珠会

目 次

| | | |
|------|-----------------|-----------------------|
| 第一章 | 総 則 | (第 一 条 ~ 第 四 条) |
| 第二章 | 評 議 員 | (第 五 条 ~ 第 八 条) |
| 第三章 | 評 議 員 会 | (第 九 条 ~ 第 一 四 条) |
| 第四章 | 役 員 及 び 職 員 | (第 一 五 条 ~ 第 二 二 条) |
| 第五章 | 理 事 会 | (第 二 三 条 ~ 第 二 七 条) |
| 第六章 | 資 産 及 び 会 計 | (第 二 八 条 ~ 第 三 五 条) |
| 第七章 | 公益を目的とする事業 | (第 三 六 条) |
| 第八章 | 解 散 | (第 三 七 条 ~ 第 三 八 条) |
| 第九章 | 定 款 の 変 更 | (第 三 九 条) |
| 第一〇章 | 公 告 の 方 法 そ の 他 | (第 四 〇 条 ~ 第 四 一 条) |
| 付 則 | | |

社会福祉法人豊珠会定款

第一章 総 則

(目 的)

第 一 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ニ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名 称)

第 二 条 この法人は、社会福祉法人豊珠会という。

(経営の原則等)

第 三 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 四 条 この法人の事務所を千葉県柏市篠籠田字八幡 1 3 9 0 番地に置く。

第 二 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 五 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 六 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 七 条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 八 条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 三 章 評 議 員 会

(構 成)

第 九 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 一〇 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 一 一 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 一 二 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会に議長をおき、議長はその都度選任する。

(決 議)

第 一 三 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 一 四 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に署名し、これに記名押印する。

第 四 章 役員及び職員

(役 員 の 定 数)

第 一 五 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 六名

(2) 監事 二名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とすることができる。

(役員 の 選 任)

第 一 六 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職 務 及 び 権 限)

第 一 七 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監 事 の 職 務 及 び 権 限)

第 一 八 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任 期)

第 一 九 条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について、議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べた時を除く)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、また記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) (イ)千葉県柏市篠籠田字八幡1390番地 1387番地5 1389番地3 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根二階建特別養護老人ホーム八幡苑の建物

| | | |
|-----|----|---------------|
| 床面積 | 壹階 | 1760.00平方メートル |
| | 貳階 | 1496.95平方メートル |

| | |
|------|---------------------------|
| 附属建物 | ポンプ室(コンクリートブロック造スレート葺平屋建) |
|------|---------------------------|

床面積 壹階 19.61平方メートル

(ロ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地7 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建デイサービスセンター八幡苑の建物(床面積421.85平方メートル) および付属建物(コンクリートブロック造陸屋根平屋建8.51平方メートル)

(ハ) 千葉県柏市藤心字宿畑293番地2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺四階建特別養護老人ホーム藤心八幡苑の建物

| | | |
|-----|----|---------------|
| 床面積 | 壹階 | 1159.14平方メートル |
| | 貳階 | 1159.14平方メートル |
| | 参階 | 1159.14平方メートル |
| | 四階 | 95.50平方メートル |

付属建物 ポンプ室(鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建)

床面積 壹階 15.00平方メートル

(ニ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1389番地1 1387番地6 所在の1号館木造瓦葺二階建および車庫木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、2号館鉄骨造スレート葺二階建 八幡苑グループホーム睡人亭

| | | | |
|-----|-----|----|--------------|
| 床面積 | 1号館 | 壹階 | 337.01平方メートル |
| | | 貳階 | 136.07平方メートル |

| | | |
|-----|----|--------------|
| 2号館 | 壹階 | 105.11平方メートル |
| | 貳階 | 92.87平方メートル |

付属建物 車庫(木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建)

床面積 壹階 16.56平方メートル

(ホ) 千葉県柏市藤心字瀬室271番地1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建地域密着型特別養護老人ホーム大津川八幡苑、大津川八幡苑グループホームせむろ、小規模多機能型居宅介護ホーム大津川八幡苑の建物

| | | |
|-----|----|----------------------|
| 床面積 | 壹階 | 1 1 5 9 . 7 0 平方メートル |
| | 貳階 | 1 1 5 9 . 7 0 平方メートル |

(へ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地12 1386番地2 1386番地21 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根三階建特別養護老人ホーム八幡苑 然々の建物

| | | |
|-----|----|----------------------|
| 床面積 | 壹階 | 1 2 0 7 . 1 8 平方メートル |
| | 貳階 | 1 2 9 0 . 2 3 平方メートル |
| | 三階 | 1 2 9 0 . 2 3 平方メートル |

(ト) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地20 1386番地13 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建デイサービスセンター八幡苑の建物

| | |
|-----|--------------------|
| 床面積 | 5 8 8 . 9 4 平方メートル |
|-----|--------------------|

- (2) (イ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1390番地 所在の特別養護老人ホーム八幡苑 敷地1筆 (991.73平方メートル)
- (ロ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1389番地3 所在の特別養護老人ホーム八幡苑 敷地内1筆 (967.42平方メートル)
- (ハ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地7 所在のデイサービスセンター 八幡苑敷地1筆 (870.80平方メートル)
- (ニ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地8 所在のデイサービスセンター 八幡苑敷地1筆 (23.00平方メートル)
- (ホ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1389番地1 所在の八幡苑グループホーム 睡人亭の敷地1筆 (1204.63平方メートル)
- (ヘ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1387番地6 所在の八幡苑グループホーム 睡人亭の敷地1筆 (18.63平方メートル)
- (ト) 千葉県柏市藤心字瀬室271番地1 所在の地域密着型特別養護老人ホーム 大津川八幡苑、大津川八幡苑グループホームせむろ、小規模多機能型居宅 介護ホーム大津川八幡苑の敷地内1筆 (2393.23平方メートル)

- (チ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地2 所在の特別養護老人ホーム
八幡苑然々の敷地1筆(803.34平方メートル)
- (リ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地12 所在の特別養護老人ホーム八幡苑然苑の敷地1筆(831.63平方メートル)
- (ヌ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地21 所在の特別養護老人ホーム八幡苑然々の敷地1筆(979.5平方メートル)
- (ル) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地13 所在のデイサービスセンター八幡苑の敷地1筆(498.14平方メートル)
- (ヲ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地20 所在のデイサービスセンター八幡苑の敷地1筆(664.63平方メートル)
- (ワ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地14 来客・従業員用駐車場敷地1筆(74.97平方メートル)
- (カ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地16 来客・従業員用駐車場敷地1筆(2.08平方メートル)
- (ヨ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1386番地18 来客・従業員用駐車場敷地1筆(23.00平方メートル)
- (タ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1387番地1 来客・従業員用駐車場敷地1筆(217.72平方メートル)
- (レ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1387番地3 来客・従業員用駐車場敷地1筆(116.60平方メートル)
- (ソ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1387番地7 来客・従業員用駐車場敷地1筆(2.39平方メートル)
- (ツ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1384番地9 来客・従業員用駐車場敷地1筆(171平方メートル)
- (ネ) 千葉県柏市篠籠田字八幡1385番地54 来客・従業員用駐車場敷地1筆(609.80平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 二九 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、柏市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、柏市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届けた場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資 産 の 管 理)

第 三〇 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 三一 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 三二 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 三三 条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 三四 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 三五 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときには、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 地域包括支援センターの事業
- (3) 住宅型有料老人ホームの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、柏市長の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を
柏市長に届け出なければならない。

第 一〇 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 四〇 条 この法人の公告は、社会福祉法人豊珠会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 四一 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後延滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | |
|-----|-------|
| 理事長 | 吉野 一實 |
| 理 事 | 吉野 昭子 |
| 理 事 | 榊 隆夫 |
| 理 事 | 増田 忠次 |
| 理 事 | 濱野 正暉 |
| 理 事 | 井上 敬子 |
| 理 事 | 川又 紀子 |
| 理 事 | 高村 節子 |
| 監 事 | 染谷 一夫 |
| 監 事 | 中村 佳弘 |

付 則

- この定款は平成15年 3月26日から施行する。(新規事業ながれやま訪問介護)
- この定款は平成16年 5月16日から施行する。(新規事業開始及び藤心増改築)
- この定款は平成17年 4月15日から施行する。(準則改正)
- この定款は平成17年 5月23日から施行する。(準則改正及び事業廃止の為)
- この定款は平成18年 3月30日から施行する。(準則改正の為)
- この定款は平成19年 5月 1日から施行する。(ながれやま八幡苑譲渡の為)
- この定款は平成20年 6月 5日から施行する。(事業の廃止及び所轄庁の変更の為)
- この定款は平成21年 2月24日から施行する。(新規事業柏西口地域包括支援センター)
- この定款は平成23年10月20日から施行する。(基本財産処分及び書面議決の追加)
- この定款は平成24年 3月23日から施行する。(グループホーム2号館増床)
- この定款は平成26年 5月 1日から施行する。(新規事業大津川八幡苑開始)
- この定款は平成26年12月17日から施行する。(大津川八幡苑財産追加)
- この定款は平成29年 4月 1日から施行する。(制度改正による)
- この定款は平成30年 2月28日から施行する。(基本財産の追加及び評議員の報酬及び
公益を目的とする事業の種別名の変更)
- この定款は平成31年 1月11日から施行する (基本財産の追加)
- この定款は令和 元年 6月14日から施行する (公益事業の追加)
- この定款は令和5年8月14日から施行する (基本財産の追加及び用途変更及び基本財産の
処分二九条三の追加)